

# 東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理

(「商店経営に役立つ知的財産ミニ講座」資料より：連載第7回)

2015年11月20日に、大田区産業プラザP i Oで「商店街のための知的財産ミニ講座」のタイトルで、商標権・著作権の解説を中心にしたセミナー (<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-94.html>) を行いました。

その時に、大きな話題であった東京オリンピックのロゴ・マークの話も少し入れようと、いろいろと調べたら、突っ込み所のある情報が結構あることがわかりました。

そこで、2016年3月22日に、再び大田区産業プラザP i Oでセミナーを行う機会をいただいた際に、東京オリンピックのロゴ・マークの知財管理 (<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-106.html>) に特化した内容をまとめてみました。

そのときの資料をベースに、説明を補充した、ブログ連載第7回です。

第7回は、前回『オリンピック憲章』の目次から拾い上げた「東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理」の考え方の基本に関連のありそうな項目を、具体的にみていきます。

『オリンピック憲章』は頻繁に改訂されているため、「東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理」がどの改訂版に従っているのか定かでないのですが、最新の2015年8月2日改訂版

(<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2015.pdf>) について検討します。

この連載では、以下の略称を使用します。

- **組織委員会**：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- **招致委員会**：特定非営利活動法人東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会
- **JOC**：公益財団法人日本オリンピック委員会      ● **JPC**：日本パラリンピック委員会
- **IOC**：国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)
- **IPC**：国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee)

なお、JPCは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の内部組織とのことです。

(<http://www.jsad.or.jp/paralympic/jpc/>)

- 「オリンピック」「パラリンピック」を、原則、まとめて「オリンピック」といいます。

## ■ 『オリンピック憲章』 2015年8月2日改訂版 ■

目次と第1章の間に設けられた項目のうち、

「オリンピック憲章への導入」及び「オリンピズムの根本原則」をみてみましょう。

なお、筆者が読み易さを考慮して、適宜、着色強調及び改行をしています。

### オリンピック憲章への導入

オリンピック憲章(OC)は、国際オリンピック委員会 (IOC) により採択されたオリンピズムの根本原則、規則および付属細則を成文化したものである。

憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動および作業の基準であり、オリンピック競技大会の開催のための条件を定める。

オリンピック憲章は本質的に3つの主要な目的を持つ。

- a) オリンピック憲章は、憲法的な性格を持つ基本的な法律文書として、オリンピズムの根本原則とその根源的な価値を定め、想起させる。
- b) オリンピック憲章はまた、国際オリンピック委員会の定款である。
- c) オリンピック憲章はさらに、オリンピック・ムーブメントの主要3構成要素である、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国内オリンピック委員会と、オリンピック競技大会の組織委員会の主な権利と義務を規定する。これらの組織はオリンピック憲章を遵守する義務がある。

# ■ 『オリンピック憲章』 2015年8月2日改訂版 ■

## オリンピズムの根本原則

1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。  
オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。  
その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、**社会的な責任**、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。
2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。
3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。**その活動を推し進めるのは最高機関のIOC である。**  
活動は5大陸にまたがり、偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会に世界中の選手を集めるとき、頂点に達する。  
**そのシンボルは5つの結び合う輪である。**
4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。  
オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
5. スポーツ団体はオリンピック・ムーブメントにおいて、スポーツが社会の枠組みの中で営まれることを理解し、自律の権利と義務を持つ。  
自律には競技規則を自由に定め管理すること、自身の組織の構成と統治について決定すること、外部からのいかなる影響も受けずに選挙を実施する権利、および良好な統治の原則を確実に適用する責任が含まれる。
6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。
7. **オリンピック・ムーブメントの一員となるには、オリンピック憲章の遵守およびIOC による承認が必要である。**

## ■ 『オリンピック憲章』 2015年8月2日改訂版 ■

- 「オリンピック憲章への導入」\*1は、オリンピック憲章の基本的性格と主要プレイヤーを紹介しています。オリンピック憲章の基本的性格は、

- A. IOCにより採択されたものであり、オリンピズムの基本原則を成文化し、
- B. オリンピック・ムーブメントの作業基準であり、オリンピック競技大会の開催条件を定め、
- C. 憲法に相当する法律文書であり、IOCの定款であるということです。

オリンピック憲章は、以下の主要プレイヤー四者の権利・義務を規定し、これらの主要プレイヤーは「オリンピック憲章を遵守する義務がある」としています。

- ① 国際オリンピック委員会 (IOC)                      ② 国際競技連盟 (IF) \*2
- ③ 国内オリンピック委員会 (NOC) (我が国ではJOC)
- ④ オリンピック競技大会の組織委員会 (OCOG) (我が国では組織委員会)

上記Bに対応し、IOC、IF及びNOCは「オリンピック・ムーブメントの主要3構成要素」で、

組織委員会はオリンピック競技大会の開催条件に関係する組織との位置づけのようです。

- 「オリンピズムの根本原則」は、スポーツに焦点が当たっていますが、知財管理の観点からみれば、赤字で協調した以下の事項が知財管理の主体とその行動原理を考えるうえで関係がありそうです。

オリンピズムが「社会的な責任」を基盤としていること。

オリンピック・ムーブメントの活動推進の最高機関がIOCであること。

オリンピック・ムーブメントのシンボルは5つの結び合う輪であること。

オリンピック・ムーブメントの加入資格は、オリンピック憲章の遵守及びIOCの承認であること。

\*1 「オリンピック憲章への導入」は「Introduction to the Olympic Charter」の和訳ですが、日本語として意味がとれないので、「オリンピック憲章の概要」とした方がよいように思います。

\*2 ロシアのドーピング騒動で、ロシアのリオデジャネイロオリンピックへの参加資格の有無の判断を、IOCがIFに丸投げした姿勢が、最高機関としてオリンピック憲章に則っていたといえるのかは、IOC自身が釈明すべきように思います。